

5. 町内会の法人化について

◆ 町内会の法人化とは～「地縁による団体」

これまでは、町内会が所有する集会施設などの不動産については、町内会に法人格が認められなかったことから、団体所有であっても会長や役員などの個人名義でしか登記できませんでした。このため、名義人から所有者を変更する際に、相続など様々な問題が生じていました。

このような問題に対処するため、平成3年4月に地方自治法が改正され、一定の要件に該当すれば『地縁による団体』として町内会が法人格を取得することにより、団体の名義で不動産登記ができるようになりました。

◆ 法人化できる町内会とは

『地縁による団体』が法人格を得るためには、不動産または不動産に関する権利などを保有している町内会、もしくは、近々、保有する予定のある町内会で、次の4つの要件を満たしている町内会が、市長の認可を受けることになります。

- ① 区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理など、良好な地域社会の維持および形成に役立つ地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること。
- ② 区域が、地域住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- ③ 区域に住所を有する全ての個人が構成員となることができるものとし、その相当数が現に構成員となっていること。
- ④ 規約が定められていること。

この規約には次のことが定められていることが必要です。

ア 目的	オ 構成員の資格に関する事項
イ 名称	カ 代表者に関する事項
ウ 区域	キ 会議に関する事項
エ 事務所の所在地	ク 資産に関する事項

◆ 地縁による団体の認可に関する相談窓口は・・・

環境市民部広聴・市民生活課 ☎72-3191 Fax72-3199

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 参考文献 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

このしおりの作成にあたり、町内会の定義や役員の役割などについては、下記の書籍を参考に作成いたしました。

また、資料編に掲載しました、町内会・自治会のモデル規約については、市やNPOなどの組織と「協働」してまちづくりを行うことへの対応や、地方自治法第260条の2に規定される「地縁による団体」の申請に必要な規約としての内容など、今日的な課題を整理した内容であるモデル規約を、下記の書籍を参考に固有名詞などの表現を石狩市にあわせて整理して掲載しております。また、著者の意図を尊重するため前文から掲載しております。

【出典】『新 自治会・町内会モデル規約 一条文と解説一』中田実 山崎丈夫 小木曾洋司 著
『地域分権時代の町内会・自治会』 中田実 著
発行所：(株)自治体研究社